暴かれた真実 業界黙示録

「暴かれた真実・業界黙示録」は、実際に起こったパチンコ・スロット業界の事件・詐欺・摘発などをもとに構成された実録風ドキュメント連載である。登場人物や店名は仮名化されているが、事件の内容は極力事実に基づき構成されている。閉ざされたホールの奥で何が起こっていたのか――いま、その真実が暴かれる。

File.17 実録・存在しない版権〈売った男〉――取れないはずの権利を売り続けた三年

第一章　顔

二〇〇〇年代後半、業界は版権争奪戦のただ中にあった。規制でスペックに差がつけにくくなるにつれ、勝負の重心は「何が載っているか」へ移る。契約金は億を超えることも珍しくない。当たれば数万台が動く世界である。

この構造には死角があった。権利者とメーカーのあいだには、たいてい仲介者が立つ。権利関係は複雑で窓口も一本ではないから、その道に通じた者を頼る。それが常識だった。

つまり、メーカーの多くは権利者と直接向き合ってはいない。仲介者が持ってくる書類を見て、判断していた。

その死角に、一人の男が滑り込んだ。

郷田克彦、当時四十代半ば。前職は家庭用ゲーム業界の広報である。雑誌に頻繁に顔を出し、業界の内輪の中心にいるような男だった。やがて遊技機業界へ移り、独立してキャラクターライセンスの企画会社、株式会社トライアドを実質的に率いる。

肩書きは重要ではない。顔である。そういう人物が版権の話を持ってきたとき、門前払いできるメーカーはそう多くない。

そして郷田は、こう言い始めた。

「あの作品が、取れます」

誰でも知っている少年漫画だった。週刊誌で長期連載され、アニメになり、劇場版がかかった作品。載せれば売れることを、誰も疑わない。

ただし、その作品には特徴があった。遊技機化を、断り続けていたのである。

遊技機への提供を認めない作品はいくつも存在した。営業の現場で「あそこは絶対に無理だ」と語られる作品である。

ここに、この事件の最も奇妙な構造がある。

取れないはずだから、取れたと言われたときに本物に見えた。

誰でも交渉できる作品なら、直接当たればいいと考える。だが絶対に落ちないはずのものを「取ってきた」と言われた瞬間、意味は反転する。この男にしかできない何かがあったに違いない、と。

郷田は何もしていない。取れないはずのものを「取れた」と言っただけである。その一言が経歴と顔に結びついたとき、疑うべき理由が、疑わない理由に化けた。

第二章　書類

手順は単純だった。社員がメーカーに営業をかける。持っていくのは、遊技機化されていない有名作品のリスト。相手が関心を示せば郷田が出る。「先生と調整します」。

そして書類が用意される。捜査で確認された偽造書類は、少なくとも三種類。営業許可証、議事録、同意書である。

営業許可証には作者の署名があった。作品名、使用範囲、日付、そして直筆に見える名前。担当者にとって、これ以上わかりやすい根拠はない。

契約金が動く。数千万円。あるいは億単位。

だが、その先が進まない。許諾は書面で終わりではなく、設定資料の提供や監修のやりとりが開発期間を通じて続くはずである。トライアドには、その先がなかった。存在しないのだから。

そこで二つ目の道具が使われる。議事録である。打ち合わせが行われたことになっている書類が届く。日付、出席者、議題、決定事項。会議は開かれていた。紙の上でだけ。

しびれを切らしたメーカーが「一度、先生にお会いしたい」と言い出すこともあった。郷田の返答は決まっていた。

「先生は、人とお会いになるのがお好きではないんです」

後の捜査で、社員から複数の証言が得られている。社内ではこんな噂が流れていたという。

「今月の売り上げ、本当は二千円」

正常な売上はほぼゼロだったということである。社員たちは、自分の勤め先が何で成り立っているかをうすうす感じ取っていた。

さらに決定的な証言がある。

郷田が、漫画家のサインを練習しているところを見た。

手で書いていたのだ。何度も。他人の名前を、自分の手で。その紙が、契約書類の中で「権利の証明」として扱われていた。郷田自身は運転手付きのベントレーを使い、夜は銀座のクラブに出入りしていたという。

二〇一〇年二月ごろ、中部地方のパチンコメーカー、株式会社晃洋遊機に対し、郷田らはある人気漫画の使用許諾を作者から得たと偽った。同社は四月から五月にかけて、計二億一千万円を支払っている。同年十月には東京都中央区の別の販売会社に偽造同意書が提出され、十二月に五千二百五十万円が振り込まれた。

第三章　偽者

晃洋遊機の開発は動いていた。二億を超える金を払ったのである。企画は通り、ラインが組まれ、人が張り付いている。

しかし素材が来ない。監修が進まない。問い合わせれば「調整中です」と返る。議事録は届く。実体がない。

半年が過ぎ、一年が過ぎ、二年が近づいた。

晃洋遊機はついに強く出た。先生に会わせてほしい、と。

二〇一二年九月ごろ。同社の東京都内の事務所に、一人の男が現れた。

帽子を目深にかぶり、マスクをつけていた。

男は応対した担当者に深く頭を下げた。

「すみませんでした……」

そして名乗った。その作品の、作者である、と。

本人ではなかった。作者とは縁もゆかりもない別人だったのである。

顔を隠して「本人です」と名乗ることが、そもそも成立するのか。漫画家の顔写真は少し調べれば確認できる。それでもこの男は派遣された。追い詰められていたと見るほかない。会わせろと言われ、断り続ければ疑われる。ならば誰かを立てるしかない。

なお、この男が誰だったのか、共犯として立件されたのかどうかは、確認できる記録に残っていない。当時の報道は「別人を派遣した」と伝えるのみである。

同じ年の秋、晃洋遊機の担当者が動く。その作者が過去に関わった民事訴訟の記録を、閲覧しに行ったのである。裁判記録は一定の条件のもとで第三者が閲覧できる。そこには本人が書いた署名が残っていた。

自社が持つ営業許可証の署名と、並べる。

似ても似つかなかった。

二年間が、その瞬間に崩れた。

ここからの動きは速い。二〇一三年三月十九日、晃洋遊機は東京地方裁判所に民事訴訟を提起。同年五月二十八日には有印私文書偽造、同行使、詐欺として警視庁に告訴状を提出した。民事が刑事に二か月先行している。二〇一四年十月八日、同社側の勝訴が確定した。

第四章　清算結了

二〇一五年四月八日、警視庁捜査第二課は詐欺の疑いで三人を逮捕した。トライアド元会長・郷田克彦、当時四十七歳。同社社長と元社員が続く。三人とも容疑を否認したと報じられている。

翌九日、晃洋遊機は自社サイトで見解を公表した。

「ライセンスビジネスに携わる多くの企業にとっての脅威であり、再発防止の観点からも今後の公判において厳罰が下されることを希望しております」

被害企業が事件を隠さず、業界に警鐘を鳴らした。四月二十八日には再逮捕、五月に郷田は起訴されている。

被害規模は報道が進むにつれて膨らんだ。逮捕直後は約十五億円。続報では被害先は十数社、総額約二十億円とされた。使われた作品はいずれも日本を代表するメガヒットで、そのすべてが遊技機化を断り続けていた。郷田の手元に入ったのは約三億円、大半が遊興費に消えたという。

郷田克彦がどのような判決を受けたのか、記録が見当たらない。公判を報じた記事も、公開された裁判例も見つからない。懲役何年か、実刑か執行猶予か。他の二人の処分も不明である。二十億円を動かした事件が、判決の段階では誰の記憶にも残らないほど静かに処理された。

残っているものが、ひとつだけある。

二〇一九年四月二十五日。株式会社トライアドの法人登記記録が、「清算の結了等」により閉鎖された。

誰もが知る作品を「取ってきた」と語り、業界の顔として振る舞った会社は、一行の記録に還元された。

郷田がやったことは高度ではない。署名を練習し、書類を作り、会えない理由を用意しただけである。それで十数社が三年にわたって騙され続けた。信用が、審査を素通りさせたからだ。

顔が利く人物が持ってきた話には、確認の圧力がかかりにくい。「あの人が言っているのだから」。その一言で、書類を疑う手続きは省略される。むしろ疑うほうが失礼になる。誰かが確認しているはずだ、という前提が全員に生まれる。

版権に限った話ではない。設備、リース、システム、広告。「知り合いの紹介で」を理由に確認が省かれる場面は、ホールの現場にも少なくない。

紹介は、信用の代用品にはならない。顔は、証明書ではない。

晃洋遊機が虚偽を見抜いた方法は単純だった。権利者本人の署名を、自分の目で入手して照合した。仲介者から出てくる書類をいくら精査しても答えは出ない。答えは相手方の外側にしかなかった。

被害に巻き込まれた作者は後に、業界へ向けて警告を発している。その内容は次号で扱う。核心だけを先に記す。

書類は、いくらでも作れる。

※本コーナーに登場する店名・社名・人名・機種名は、すべて仮名または架空のものを使用しています。また、事件に使われた作品名は、権利者保護のため記載していません。